

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件
原告;三輪唯夫外3名
被告;岐阜県、国

原告第25準備書面

岐阜地方裁判所 御中
(民事第2部合議係)

2021年4月7日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

本準備書面においては、原告らが被った被害の性質、その深刻さなどについて主張する。

記

1 はじめに

本件における原告らが被った被害は、公安警察が保有する原告らの個人情報シーテック社に提供したことに止まるものではない。

2 公安警察が関与する必要性がない場面への介入

原告三輪及び原告松島は、シーテック社による風力発電事業の影響を受ける可能性がある地域の住民として、自然環境、生活環境、人体への影響などを考え、学習会を開いたり、シーテック社との話し合いを求めたり、自分たちの地域の生活を守るために、ごく当たり前の行動をとっていた者である。このような行動は、シーテック社にとっても自社が気づかなかった風力発電事業の問題点の指摘を受けることで、より自然環境等に悪影響を与えない風力発電事業の改善に役立つことであり、最終的に両者が折り合えなかったとしても、双方にとって極めて有益なものであった。このような意義のある実態をもつ私人間の対立状況において一方当事者を一方的に危険視し公安警察が介入する必要性は、当事者双方にとっても社会にとっても全くなかった。

シーテック社の風力発電事業予定地は原告近藤や原告船田が住んでいる地域から遠く離れており、同人らはシーテック社の風力発電事業に何ら具体的な利害関係を持っておらず、いつどのように関わるようになるか、あるいは全く関わることはないのかは全く不明であった。いつか関わることもあるとしても、原告三輪及び原告松島ら地域住民からの協力を求められるようになればこそである。原告三輪及び原告松島以上に、公安警察がシーテック社に対して原告近藤及び原告船田に関する情報を提供する必要はなかった。

3 原告らの被害の深刻さ

それにもかかわらず、公安警察がシーテック社の風力発電事業に協力するかの

ような体裁をとって、原告らの個人情報をシーテック社に提供していたこと自体、警察活動として異常である。しかし、本件における原告らの被害は、ただ単に各原告の個人情報が無断で収集され無断で提供されたというだけではない。

警察官らの発言内容からすれば、岐阜県警警備部はかなり以前から原告らの個人情報を収集しており、その利用の仕方は、本件事案についてみると、大垣署の警備課警察官らがシーテック社に対してあえて原告らの個人名を挙げ、原告らの人柄や環境保護活動歴などを知らせるだけでなく、原告らがシーテック社の事業活動の妨害者として危険な人間であるかのように誇張するものになっている。警察組織として特定の人を危険人物として第三者に説明することができるということは、危険視している人物をかなり以前からマークしていて、その人物に関する様々な情報を収集し続けて来たからにはほかならない。

のみならず、岐阜県警警備部は、シーテック社だけでなく、他の者に対しても自らの判断で適宜、原告らの個人情報を提供して来ており、今なお、続けていると考えられる。それは私人間の噂話のようにあまり信用されないものと違って、現職の警察官による説明であるだけに、高い信憑性をもって相手に受け止められているのである。

そうだとすると、原告らは自分の知らないところで、公安警察によって存在するか否かも不明な基準によって様々な個人情報を収集され、様々な第三者に対して危険人物として説明されて来た可能性が極めて高いのである。その都度、公安警察から情報提供を受けた第三者の原告らに対する評価はいずれも悪いものになったと考えざるを得ない。これは原告らの人生に対する重大な妨害行為である。シーテック社への個人情報の提供は文字通り氷山の一角に過ぎない。

4 原告らが詳細な陳述書を提出した理由

公安警察に無断で個人情報を収集され利用されて来た被害を訴えるべく提訴した原告らは、本件訴訟において詳細な陳述書（甲 1 1 ないし 1 4）を作成し証

拠として提出した。

これは一見矛盾する訴訟対応である。このような陳述書は、公安警察がこれまで持っていなかった原告らの個人情報をもさらに上積みすることになるからである。公安警察とすれば、訴えられた側であるにもかかわらず訴えた側からこれまでに持っていなかった個人情報の提供を受けることができるのであるから、愚行にみえるに違いない。しかし、これは実は原告らが深く考えた上での訴訟対応なのである。

原告らが本件訴訟で全面敗訴するならば、公安警察のこれまでの活動はすべて正当化され、原告ら、のみならず原告らと同様に公安警察に個人情報を収集されている者はこれまでの活動がそのまま続くことを甘受せざるを得なくなる。シーテック社が作成した議事録（甲1）に記載されている範囲の個人情報の提供の全部又は一部だけの違法性が認められ、いくらかの慰謝料が支払われることになったとしても、差止請求が認められなければ、今後も、原告らの知らないところで、原告らの個人情報が収集され、利用され、他者との人間関係の形成を妨害され、あるいは破壊される状態が続くことになる。

本件訴訟において原告らが各自の過去から現在に至る様々な体験を正直に書き連ねた詳しい陳述書を提出したのは、各自の社会への関わり方はそれぞれ異なるものの、地域社会、あるいは日本社会に貢献しようとするものであったことを、裁判所に認識し理解してもらい、これとの対比において、公安警察が長期間にわたって原告らの個人情報を収集し、原告らに無断で、原告らと他者との関わりに対立を生じさせるような形で、原告らの個人情報を提供することが適法だとして正当化され得るものではないことを強く実感してもらうためである。

以上